

**特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令と  
交通機関運休に伴う実習（ボランティアを含む）取り扱い**

**【気象警報発令による休講】**

対象となる警報（イ）が、（ロ）の状況の場合は、（ハ）の対応となります。

（イ）対象となる警報	（ロ）発令地域
特別警報（すべての特別警報）または暴風警報発令の場合（大雨、洪水警報は対象外）	1. 実習時の居住地 2. 実習先地域
（ハ）	
午前7時現在発令中の場合・・・・・・・・・・実習（ボランティア）全日休講	
実習中に発令が出た場合・・・・・・・・・・実習先の指示に従う	

※実習時の居住地又は実習地の地域区分は、下記、URLを参考に各自、実習（ボランティア）前に確認してください。

[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo\\_hp/shichoson\\_ichiran.html#hyogo](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/shichoson_ichiran.html#hyogo)

**【交通機関不通による休講】**（ストライキ等を含む。人身事故等による短時間の臨時運休の場合は対象となりません。）

対象となる交通機関（イ）が、（ロ）の状況の場合は、（ハ）の対応となります。

（イ）対象となる交通機関	（ロ）状況
大学に届出ている公共交通機関 （実習先への通学時、利用公共交通機関）	全面・部分を問わずに不通になっている場合
（ハ）	
午前7時現在不通の場合・・・・・・・・・・実習（ボランティア）全日休講	
実習中に不通になった場合・・・・・・・・・・実習先の指示に従う	

**【注意事項】**

1. 実習（ボランティア）先、担当教員、実習支援室に「欠勤」の連絡を入れてください。
2. 休講となった実習（ボランティア）日の振替については、担当教員の指示を仰いでください。
3. 交通機関運休と暴風警報発令以外で実習（ボランティア）中止の措置を必要とする緊急事態が発生した場合は、社会リハビリテーション学科長の判断により措置するものとし、その内容は速やかに掲示（15号館3階 掲示板）及び学科ホームページ <http://www.kobegakuin-sr.jp/>より周知するものとします。
4. 実習（ボランティア）時間内に暴風警報が発令及び公共交通機関が運休になった場合は、実習（ボランティア）先の指示に従うものとします。
5. 判断に迷った場合は、必ず、担当教員の指示を仰いでください。

以上の原則に従い、ニュース速報、天気予報等で最新情報を確認してください。